

国内食品見本市出展事業 香川県ブース出展規程

公益財団法人かがわ産業支援財団及び小豆島町、観音寺市、三豊市、香川県信用農業協同組合連合会（以下「財団等」という。）が出展する第59回スーパーマーケット・トレードショー2025（以下「展示会」という。）の香川県ブースに県内企業・団体等が出展する場合は、この規程の定めによるものとします。

1 規程の履行

出展者は、本出展規程及び展示会出展規約等を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと財団等が判断した場合、財団等は、その時期を問わず出展の申込みの拒否、出展の取消し、展示物の撤去・変更等を命じることができます。なお、その際の判断根拠は公表いたしません。また、この場合、出展者から事前に支払われた費用の返還及び出展取消し、展示物の撤去・変更等によって生じた出展者及び関係者の損害について、財団等は、一切の責任を負いません。

2 出展資格

- (1) 出展者は、財団等が定める香川県ブース出展趣旨に合致する中小企業者・団体等とします。また、財団等は、出展の審査を行い、出展者を決定する権利を持ちます。
- (2) 展示会会場で現金の授受を伴う物品・サービスの提供（販売行為）を目的とした出展はお断りします。
- (3) 出展者負担金を期日までに納付している必要があります。

3 出展申込

出展申込書を財団等が受け付けた時点で正式な申込みといたします。受付完了を通知したメール、申込書及び添付書類等の提出書類はお手元に保存してください。

4 出展辞退・取消し

- (1) 出展決定した後の出展の辞退は原則認めません。
- (2) やむを得ず出展の辞退を認めた時に、次点の出展申込者がある場合には、繰り上げて出展決定を行う場合があります。ただし、審査の基準を満たした出展申込者に限ります。
- (3) 出展決定した後でも、出展者が本出展規程等に違反したと財団等が判断した場合、財団等は出展を取り消すことができます。これによって生じた損害について財団等は、一切の責任を負いません。
- (4) 出展者負担金は、財団等が定める期日までに指定の振込先へご入金下さい。
- (5) 納付された出展者負担金は、出展者の責に帰すべき事由により出展辞退した場合又は出展取消しとなった場合には、一切返還しません。ただし、出展数が次点の繰り上げにより充足した場合は、その限りにありません。

5 展示スペース

- (1) 展示スペースは、1出展者につき1展示スペースとします。
- (2) 展示スペースは、財団等が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、財団等で決定いたします。出展者はその結果に従うものとします。
- (3) 出展者は、いかなる理由があっても出展者の展示スペースの全部又は一部を、他者に転貸することはできません。
- (4) 出展申込の取消しなどがあった場合、財団等は小間配置の全体のレイアウトを変更することがあります。その場合の異議申し立て、賠償責任を財団等に問うことはできません。
- (5) 展示スペース内の作業は、財団等の定めるスケジュール等に従ってください。

6 書類等の提出

出展者は、財団等から提出を求められた全ての書類等を指定期日までに提出しなければなりません。

7 展示装飾

全体の構成及び基本装飾は、全体の統一・調和を図るため、財団等が行います。出展者はその決定に従うものとします。

8 留意事項

(1) 出展に関して

- ① 申込書に記載された中小企業者・団体等が出展してください。
- ② 各出展者とも、下記⑥に定める出展者バッジの着用により、開催期間中に同時に来場いただける方は原則2名までとさせていただきます。1名の方については、香川県ブースの出展者の展示スペースに必ず常駐いただき、出品物の説明、引き合い、商談などに対応願います。なお、開催期間中の人員交代についてはこれを認めますが、下記⑥に定める出展者バッジの受け渡しについては、会場の外にてお願いをいたします。
- ③ 出展者は、展示会終了後に出品物を適正に処理するものとします。
- ④ 出展者は、派遣する者の氏名について、所定の期日までに財団等に知らせるものとします。
- ⑤ 18歳未満の派遣及び入場はお断りします。
- ⑥ 出展者に後日別途配付する出展者バッジについては、1事業者につき原則2枚までとさせていただきます。

(2) 出品物

- ① 出品物は、通常の飲食に供する食品及び飲料に限ります。
- ② 申込書に記載された出品物が展示対象です。変更がある場合は速やかに財団等に連絡しなければなりません。
- ③ 出品物及び貴重品の管理は、出展者の責任で行ってください。
- ④ 出展者は、出品物等の管理のため、展示会会期中はもとより、搬入・搬出時も立ち会ってください。

(3) 香川県ブース外での宣伝、営業行為などを行うことはできません。

(4) 出展者は、強い光、熱、臭気又は大音響を放つ実演など他者の迷惑となる行為、また、近隣の展示を妨害する行為を禁止します。その判断は、財団等が行い、その中止・変更を命じることができま。出展者はそれに従うものとします。

(5) 出展者は、展示会会場に適用される全ての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

(6) 出展者は、展示会会期中及び会期後に来場者・他の出展者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害又はそれらに類する行為など）があったと財団等が判断した場合、財団等は出展中止又は次回以降の出展申込拒否を行う権利を持ちます。この場合、財団等は一切の責任を負いません。

(7) 展示会会期中及び会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して財団等はそ一切の責任を負いません。

(8) 会場内の撮影は原則可能ですが、SMTS事務局が定める撮影基準を順守ください。

(9) 試食・試飲、商談等に当たっては、食品表示や食品衛生等の関係法令等を遵守の上、対応をお願いします。

9 損害責任

- (1) 財団等は、いかなる理由においても、出展者及びその従業員・関係者等が展示スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出展者及びその従業員・関係者等の不注意などによって展示会場内で生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- (2) 出展者はその従業員・関係者等の不注意などによって生じた展示会場内及びその周辺の建築物・設備に対する全ての損害について、ただちに賠償するものとします。
- (3) 財団等は、天災その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。
- (4) 財団等は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。

10 出展申込書に記載の個人情報の取扱い

出展申込書に記載の個人情報は、展示会出展の運営及び各種案内に利用させていただきます。

11 規格外事項

- (1) 本規程に定めのない事項が発生した場合、財団等はその対策を決定できるものとします。
- (2) (1) の場合、財団等は出展者に通知するものとし、出展者は財団等の決定した対策に従うものとします。
- (3) 上記規格外事項について発生した出展者及び関係者の損害について、財団等はその一切の責任を負いません。